

## クリーンセンターの出入口場所が変わります

問 町民課 戸籍環境係 ☎0965-52-5851

八代生活環境事務組合クリーンセンター焼却施設の解体工事に伴い、**令和8年4月13日(月)**からクリーンセンターストックヤードへの出入口場所が変わります。出入口場所については、下図のとおりとなりますので、資源物や不燃物をクリーンセンターに持ち込まれる際にはご注意ください。



## 後期高齢者医療制度の保険料等が見直されます

問 町民課 国保年金係 ☎0965-52-5851

### ▶ 令和8年度・9年度保険料

後期高齢者医療の保険料は県内均一で、被保険者一人ひとりに課されます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料(年額)} \\ \hline \text{(限度額85万円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額 ※軽減あり} \\ \hline \text{(被保険者一人あたり) 63,000円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{(総所得金額等-基礎控除43万円)} \\ \hline \text{×所得割率11.06\%} \\ \hline \end{array}$$

### ▶ こども・子育て支援金制度の開始

令和8年度より、全ての世代や企業から支援金を拠出し、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度が始まり、医療分の保険料とあわせて支援金を納付いただきます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料(年額)} \\ \hline \text{(限度額21,000円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額 ※軽減あり} \\ \hline \text{(被保険者一人あたり) 1,400円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{(総所得金額等-基礎控除43万円)} \\ \hline \text{×所得割率0.25\%} \\ \hline \end{array}$$

### ▶ 所得が低い人の均等割軽減

同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計が下記の基準額以下となる場合、均等割額が軽減されます。ただし、世帯の状況に応じて、基準額が増加する場合があります。

基準額	軽減割合	
	保険料	支援金
基礎控除額(43万円)以下	7.2割	7割
【43万円 + 31万円 × 被保険者数】以下	5割	5割
【43万円 + 57万円 × 被保険者数】以下	2割	2割

## 令和8年度 狂犬病予防注射接種の日程

問 町民課 戸籍環境係 ☎0965-52-5851

町では以下の日程で狂犬病予防集合注射を実施します。生後3カ月(91日)以上の犬は、毎年1回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。当日集合注射に来ることができない場合や犬の健康状態が心配な場合は、最寄りの動物病院での接種をお願いします。



### ▶ 日程など

期日	時間	場所
4月21日(月)	9時~10時	宮原振興局 駐車場
	13時30分~14時※	宮原振興局 駐車場
4月22日(火)	9時~10時	JAやつしろ吉野果実選果場
	13時30分~14時30分	氷川町役場裏 車庫

※21日の午後のみ時間が30分と短くなっています。ご注意ください。

▶ 費用 3,300円 (予防注射料と注射済票交付手数料)

※新たに犬を登録する場合は、別途手数料3,000円の手数料がかかります。



### 犬の飼い主のマナー

(違反した場合、罰則を受けることがあります。)

#### 1 放し飼いは危険な行為です

散歩のときにリードを外していると、恐怖心を与える迷惑行為となるだけでなく、周囲の人に危害を加えたり、交通事故にあたりるとも危険な行為となります。散歩のときにも必ずリードなどを付け、離さないでください。また、放し飼いの犬は保健所に捕獲収容されることがあります。保健所からの返却時は、手数料4,000円と飼養管理費1日当たり300円が発生します。

#### 2 人に危害を加えた場合は全て飼い主の責任です

人を咬んでしまった時は、飼い主はすぐに保健所に届けてください。  
八代保健所 0965-33-3198

#### 3 犬の生涯で1回の飼養登録が義務付けられています

犬を飼い始めた日(生後90日以内の犬は、生後90日を経過した日)から30日以内に、その犬の所在地を所管する市町村で犬の登録をしなければなりません。※登録後、飼い犬が死亡したり、飼い主が変わったりするなど登録事項に変更が生じた場合は、必ず町民課 戸籍環境係に届け出てください。

#### 4 飼い犬を捨てることは禁止されています

飼い主は終生飼育に努めなければなりません。

